

吹田市クリーニング所衛生管理要領

第1 目的

この要領は、クリーニング所における望ましい施設、設備、器具、溶剤等の衛生的管理、洗濯物の適正な処理及び衛生的取扱い、従業者の健康管理等の措置を定めることにより、クリーニングに関する衛生の向上及び確保を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

- 1 この要領において用いる用語は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）及び吹田市クリーニング業法施行条例（令和元年吹田市条例第47号）の定めるところによる。
- 2 前項に定めるもののほか、次のとおり定義する。
 - (1) 「受渡し場」とは、洗濯物の受取り及び引渡し場をいう。
 - (2) 「洗濯場」とは、選別場、洗い場、乾燥場等をいう。
 - (3) 「ランドリー処理」とは、水洗いにより洗濯物を処理することをいう。
 - (4) 「ドライクリーニング処理」とは、有機溶剤を使用して洗濯物を処理することをいう。
 - (5) 「指定洗濯物」とは、感染症を起こす病原体により汚染し、又は汚染のおそれのあるものとして、クリーニング業法施行規則第1条に規定する洗濯物をいう。
 - (6) 「リネンサプライ等クリーニング所」とは、繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後は、これを回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うクリーニング所又はこれに類する行為を行うクリーニング所をいう。

第3 構造設備

- 1 施設一般
 - (1) クリーニング所における受渡し場、洗濯場及び仕上場は、洗濯物の処理及び衛生保持に支障を来さない程度の広さ及び構造であって、それぞれ区分されていること。
 - (2) 洗濯場は、受渡し場及び仕上場と隔壁等により区分されていること。
 - (3) クリーニング所の周囲は、排水が良く、清掃しやすい構造であること。
 - (4) 洗濯物の処理のために洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤、消毒剤等を使用するク

リーニング所には、専用の保管庫又は戸棚等を設けること。

- (5) 仕上場には、洗濯物の仕上げを行うための専用の作業台を設けること。
- (6) 受渡し場には、取扱い数量に応じた適当な広さの受渡し台を備えること。
- (7) 仕上げの終わった洗濯物の格納設備は、汚染のおそれのない場所に設けること。
- (8) 洗濯物を運搬する車には、未洗濯のものと仕上げの終わったものを区分して入れる専用の容器等を備えること。

第4 衛生に必要な措置

1 施設一般管理

- (1) 施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ補修を行い、衛生上支障のないようにすること。
- (2) 施設内には、業務上不必要な物品を置かないこと。
- (3) 洗濯機、脱水機等の機械、作業台、運搬・集配容器等の洗濯物が接触する部分（仕上げの終わった洗濯物の格納設備又は容器を除く。）は、毎日業務終了後に洗浄又は清掃し、仕上げの終わった洗濯物の格納設備又は容器は、少なくとも1週間に1回以上清掃を行い、常に清潔に保つこと。
- (4) 作業に伴って生じる繊維くず等の廃棄物は、専用容器に入れ、適正に処理すること。
- (5) 清掃用具は、専用の場所に保管すること。

2 設備及び容器等の消毒方法

- (1) ランドリー処理用の洗濯機及び脱水機は、槽内及び投入取出口等を塩素剤又は逆性石ケン液、両性界面活性剤等の水溶液を満たして稼働又はこれら消毒液を用いて清拭することにより消毒すること。
- (2) 洗濯物の格納設備又は容器及び運搬・集配容器は、塩素剤又は界面活性剤等の水溶液を用いて浸漬又は清拭等により消毒するか、又はホルムアルデヒドガスにより消毒すること。

3 照明及び換気設備

- (1) 受渡し場、しみ抜き場及び仕上場の作業面の照度は、300Lux 以上であること。
- (2) 照明器具は、少なくとも1年に2回以上清掃すること。
- (3) 局所排気装置等の換気設備及び有機溶剤回収装置は、定期的に点検、清掃を行

うこと。

4 洗濯物の取扱い

- (1) 仕上作業は、手指を清潔にし、清潔な作業衣等を着用して衛生的に行うこと。
- (2) 仕上げの終わった洗濯物の保管は、包装するか、又は格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に取り扱うこと。
- (3) アイロン仕上げのための霧吹きを行う場合は、噴霧器を使用すること。

5 ランドリー処理を行う施設

- (1) 洗濯物の処理は、その種類及び汚れの程度に応じ、適当な洗剤及び薬剤（漂白剤、酵素剤、助剤等）を選定して適量を使用し、処理工程、及び処理時間を適正に調整して行うこと。
- (2) ランドリー処理に使用する水は、水道法に基づく水質基準に適合する清浄なものであること。
- (3) 本洗には、60℃以上の温水を使用すること。
- (4) ランドリー処理のすすぎには、清浄な水を使用して少なくとも3回以上行うこと。
- (5) ランドリー処理による洗濯物の乾燥を自然乾燥により行う場合は、所定の乾燥場で行うこと。

6 ドライクリーニング処理を行う施設

- (1) 局所排気装置等の換気設備を適正な位置に設けるなど有機溶剤使用に伴い生じる悪臭等による周辺への影響についても十分に配慮すること。
- (2) 気化溶剤の回収を行うための有機溶剤回収装置を備えること。
- (3) 有機溶剤の清浄化に伴って生じるスラッジ等の廃棄物を入れるふた付の容器を備えること。
- (4) 有機溶剤の清浄化のために使用したフィルター等を廃棄する場合は、専用のふた付容器に納め、専門の処理業者に処理委託するなど、適正に処理すること。
- (5) 洗濯物の処理は、その種類及び汚れの程度に応じ、選定した有機溶剤に水、洗剤等を適量に混合したものを使用し、処理時間、温度等を適正に調整して行うこと。
- (6) 有機溶剤は、清浄なものであること。
- (7) 有機溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反覆使用により溶

剤中に溶出又は分散した汚れ、細菌等の吸着・除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること

- (8) 溶剤中の洗剤濃度を常に点検し、適正な濃度の維持に努めること。
- (9) ドライクリーニング処理による洗濯物の乾燥は、乾燥機等の装置内で、使用した有機溶剤の種類等に応じて適正温度で行うこと。
- (10) ドライクリーニング用の洗濯機等は、有機溶剤の漏出がないよう常に点検し、使用中もその漏出の有無について十分留意すること。

7 しみ抜き作業

- (1) 洗濯物の処理を行うクリーニング所の作業場内には、しみ抜きを行う場所を設け、適当な位置に機械的換気設備を設けること。
- (2) 繊維の種類、しみの種類・程度等に応じた適当な薬剤を選定し、しみ抜き場等所定の場所で行うこと。
- (3) 有機溶剤を含有するしみ抜き薬剤は、密閉できる容器に入れて使用し、それ以外のしみ抜き薬剤は、適正濃度に調整して使用すること。

8 リネンサプライ等クリーニング所

- (1) 回収した洗濯物の選別及び前処理を行う場所又は設備を設け、洗濯物の種類及び汚れの程度に応じて区分して入れる容器等を備えること。
- (2) 回収した洗濯物の種類及び汚れの程度に応じた選別を行い、別々に区分して処理すること。

第5 指定洗濯物

- 1 その他の洗濯物と区別して消毒するか、又は消毒の効果を有する洗濯方法により処理し、これが終了するまでは専用の容器等に納め、その他の洗濯物と接触しないよう区分すること。
- 2 仕上げの終わった洗濯物については、処理が適正に行われたかどうか確認を行うこと。特におしぼり、おむつ等の指定洗濯物については、適宜細菌検査等を行い、消毒及び処理の結果を確認すること。
- 3 指定洗濯物の一般的な消毒方法及び消毒効果を有する洗濯方法の概要
 - (1) 消毒方法
 - ア 理学的的方法

(ア) 蒸気による消毒

蒸気がま等を使用し、100℃以上の湿熱に 10 分間以上触れさせること（温度計により器内の温度を確認すること。）。

(注) 1 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがある。

2 器内底の水量を適量に維持する必要がある。

(イ) 熱湯による消毒

80℃以上の熱湯に 10 分間以上浸すこと（温度計により温度の確認をすること。）。

(注) 熱湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下することがある。

イ 化学的方法

(ア) 塩素剤による消毒

a さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素 250ppm 以上の水溶液中に 30℃以上で 5 分間以上浸すこと（この場合終末遊離塩素が 100ppm を下らないこと。）。

(注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合には、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがある。

b 亜塩素酸水を使用する場合は、その遊離塩素濃度 25ppm 以上の水溶液中に 20℃以上で 10 分間以上浸すこと又はその遊離塩素濃度 50ppm 以上の水溶液中に 10℃以上で 10 分間以上浸すこと。

(注) a のさらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等に比べ漂白作用は小さい。

(イ) 界面活性剤による消毒

逆性石ケン液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に 30℃以上で 30 分間以上浸すこと。

(注) 洗濯したものを消毒する場合は、十分すすぎを行ってからでないと消毒効果がないことがある。

(ウ) ホルムアルデヒドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に容積 1 m³につきホルムアルデヒド 6 g 以上及び水 40g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま 60℃以上で 1 時間以上触れさせること。

(エ) 酸化エチレンガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガス及び炭酸ガスを 1 対 9 に混合したものを注入し、大気圧に戻し 50℃以上で 2 時間以上触れさせるか、又は 1 kg/cm²まで加圧し 50℃以上で 1 時間以上触れさせること。

(オ) 過酢酸による消毒

過酢酸濃度 150ppm 以上の水溶液中に 60℃以上で 10 分間以上浸すこと又は過酢酸濃度 250ppm 以上の水溶液中に 50℃以上で 10 分間以上浸すこと。

(注) 過酢酸の原液は強い刺激臭や腐食性があるため、使用する際は注意すること。

(2) 消毒効果を有する洗濯方法

洗濯物の処理工程の中に次のいずれかの工程を含むものは、消毒効果を有する洗濯方法である。

ア 洗濯物を 80℃以上の熱湯で 10 分間以上処理する工程を含むもの。

イ さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が 250ppm 以上の液に 30℃以上で 5 分間以上浸し、終末遊離塩素 100ppm 以上になるような方法で漂白する工程を含むもの。

ウ 四塩化(パークロル)エチレンに 5 分間以上浸し洗濯した後、四塩化エチレンを含む状態で 50℃以上に保たせ、10 分間以上乾燥させる工程を含むもの。

エ 洗濯物を過酢酸濃度 150ppm 以上かつ 60℃以上の水溶液で 10 分間以上処理する工程を含むもの又は過酢酸濃度 250ppm 以上かつ 50℃以上の水溶液で 10 分間以上処理する工程を含むもの。

(注) (1)イ(オ)の(注)に留意すること。

第 6 従業者の健康管理

1 営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が以下に掲げる感染症にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないこと。

ア 結核

イ 感染性の皮膚疾患（伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純性疱疹、頭部白癬（シラクモ）、疥癬等）

2 営業者は、従業者又はその同居者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療

に関する法律（平成10年法律第114号）により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれがなくなるまでの期間業務に従事させないこと。

第7 その他

ロッカーを利用した洗濯物の受取り及び引渡しに係る衛生措置等については、別紙に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月2日から施行する。

(参考)

1 クリーニング所における衛生等管理要領について

昭和57年3月31日 厚生省環境衛生局 環指第48号

平成12年8月15日改正 生衛発第1280号

平成22年11月22日改正 衛発1112第5号

令和4年9月21日改正 生食発0921第1号

令和5年8月31日改正 生食発0831第23号

令和7年3月26日改正 健生発0326第4号